

(仮称) 鎌倉市学校給食費に関する条例 素案

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)の規定に基づき市が実施する学校給食に係る学校給食費に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する給食をいう。ただし、学校給食を受ける者が注文することにより給食が配送される方式によるものを除く。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する給食費をいう。
- (3) 保護者等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者及びこれに準じる者として規則で定める者をいう。

(書類の提出)

第3条 保護者等は、学校給食の申込等に際し、規則で定める書類を市長に提出するものとする。

(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食を受ける児童の保護者等から学校給食費を徴収する。

(学校給食費の額)

第5条 学校給食費の額は、学校給食を実施する月ごとに、別表で定める額の範囲内において規則で定める額とする。

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより学校給食費を減額又は免除することができる。

(学校給食費の納付)

第7条 学校給食費は、規則で定める日までに納付しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行し、同年1月1日から適用する。

別表(第5条)

区分	月額
学校給食費	4,500 円